



厚生労働省岩手労働局発表
平成 28 年 9 月 23 日

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業対策課
課長 永洞 昭雄（内線 5110）
課長補佐 大平 裕（内線 5111）
（電話代表） 019(604)3005

報道関係者 各位

平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨

による災害に伴う雇用調整助成金の特例について

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害として指定された「平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、本災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置を実施します。

1 要件緩和

＜現行の支給要件＞

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期に比べ 10%以上減少している事業所であること。

＜特例措置後の支給要件＞

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 1 か月間の月平均値が、前年同期に比べ 10%以上減少している事業所であること。

2 遡及適用

平成 28 年 8 月 16 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 12 月 22 日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとする。（現行は、計画書を事前に提出することが必要。）

※ 今回の雇用調整助成金の特例措置の実施に当たってのご相談等については、岩手労働局職業安定部職業対策課若しくは最寄りのハローワークにご相談ください。

なお、9 月 27 日（火）10 時～12 時に岩泉町役場において開催する出張相談（別添参照）でも対応いたします。

岩泉町において台風10号の被災を受けた労働者、事業主に対する 労働に関する出張相談会を開催します！

岩泉町内において、今回の台風10号の被災を受けた方々に対する「ハローワークによる出張相談会」を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時 : 平成28年9月27日(火) 10:00~12:00

2 場 所 : 岩泉町役場内 経済観光交流課内(分庁舎3階)

所在地 : 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5

3 相談内容 : 次のような労働に関する相談全般となります。

【労働者】

- ・ 雇用保険制度に関すること。
- ・ 休業に関すること 等々

【事業主】

- ・ 雇用保険制度に関すること。
- ・ 雇用の維持に関すること(雇用調整助成金を含む) 等々

※ 9月23日から実施する雇用調整助成金の特例措置についても対応いたします。

4 お問合せ先(電話番号)

【相談全般】

- ・ ハローワーク宮古 0193-63-8609
- ・ 岩手労働局職業安定課 019-604-3004

【助成金関係】

- ・ 岩手労働局職業対策課(助成金コーナー) 019-606-3285

5 その他 : 次回は10月11日(火)の開催を予定しておりますが、正式には決定次第、岩手労働局ホームページ等によりお知らせします。

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

【特例の対象となる事業主】

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨(以下「平成28年暴風雨等」といいます)による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年暴風雨等による災害に伴う休業等であれば北海道・岩手県以外の事業所でも利用可能)

- ※ 平成28年暴風雨等の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

①支給要件(生産指標の減少)の緩和

【現行】 生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること

【特例】 生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること

②遡及適用

【現行】 休業等を行う期間ごとに事前に計画届(休業等実施計画書)を作成し、初めての提出の際は、休業等を開始する日の2週間前を目処に管轄の労働局に提出することが必要。

【特例】 平成28年8月16日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年12月22日までに提出のあったものについては、事前に届出られたものとする。